

青森県多面的機能支払推進協議会規約

平成 27 年 5 月 26 日制定

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この組織は、青森県多面的機能支払推進協議会（以下「推進協議会」という。）という。

(事務所)

第 2 条 推進協議会は、主たる事務所を青森県土地改良事業団体連合会に置く。

(目的)

第 3 条 推進協議会は、農業の多面的機能の維持・発揮を図るため、地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源及び農村環境の保全活動並びに農業用排水路等の施設の長寿命化のための活動の推進等に資することを目的とする。

(事業)

第 4 条 推進協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- 一 多面的機能支払交付金に関すること。
- 二 推進協議会は、前項第一号に関する事務の一部を青森県土地改良事業団体連合会に委託して実施する。

第 2 章 会員等

(推進協議会の会員)

第 5 条 推進協議会は、次の各号に掲げるものをもって組織する。

- 一 青森県土地改良事業団体連合会
- 二 青森県農業協同組合中央会
- 三 全国農業協同組合連合会青森県本部
- 四 青森県農林水産部農村整備課
- 五 青森県東青地域県民局地域農林水産部
- 六 青森県中南地域県民局地域農林水産部

- 七 青森県三八地域県民局地域農林水産部
- 八 青森県西北地域県民局地域農林水産部
- 九 青森県上北地域県民局地域農林水産部
- 十 青森県下北地域県民局地域農林水産部
- 十一 青森市
- 十二 平内町
- 十三 今別町
- 十四 外ヶ浜町
- 十五 蓬田村
- 十六 弘前市
- 十七 黒石市
- 十八 平川市
- 十九 西目屋村
- 二十 藤崎町
- 二十一 大鰐町
- 二十二 田舎館村
- 二十三 八戸市
- 二十四 三戸町
- 二十五 五戸町
- 二十六 田子町
- 二十七 南部町
- 二十八 新郷村
- 二十九 五所川原市
- 三十 つがる市
- 三十一 鱒ヶ沢町
- 三十二 深浦町
- 三十三 板柳町
- 三十四 鶴田町
- 三十五 中泊町
- 三十六 十和田市
- 三十七 三沢市
- 三十八 野辺地町
- 三十九 七戸町
- 四十 六戸町
- 四十一 おいらせ町
- 四十二 東北町
- 四十三 六ヶ所村

- 四十四 むつ市
- 四十五 大間町
- 四十六 東通村
- 四十七 佐井村

(届出)

第6条 会員は、その氏名又は住所(会員が団体の場合には、その名称、所在地又は代表者の氏名)に変更があったときは、遅滞なく推進協議会にその旨を届け出なければならない。

第3章 役員等

(役員の数及び選任)

第7条 推進協議会に次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 1名
- 三 監事 2名

2 前項の役員は、第5条の会員の中から総会において選任する。

3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の仕事)

第8条 会長は、会務を総理し、推進協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその仕事を代理し、会長が欠けたときは、その仕事を行う。

3 監事は、次の各号に掲げる仕事を行う。

- 一 推進協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
- 二 前号において不正な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- 三 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、3年とする。

2 補欠又は増員による仕事は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(仕事満了又は辞任の場合)

第10条 役員は、その仕事満了し、又は辞任により退任した場合、後任の役員が就任するまでの間は、その団体の同職の者が、その仕事を行うものとする。

(役員 の 解任)

第 11 条 推進協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合において、推進協議会は、その総会の開催の日の 14 日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

- 一 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- 二 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

(役員 の 報酬)

第 12 条 役員は、無報酬とする。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第 4 章 総会

(総会 の 種別等)

第 13 条 推進協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会の議長は、総会において出席会員のうちから選出する。
- 3 通常総会は、毎年度 1 回以上開催する。
- 4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - 一 会員現在数の 2 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
 - 二 第 8 条第 3 項第三号の規定により監事が招集したとき。
 - 三 その他会長が必要と認めたとき。

(総会 の 招集)

第 14 条 前条第 4 項第一号の規定により請求があったときは、会長は、その請求のあった日から 30 日以内に総会を招集しなければならない。

- 2 総会の招集は、少なくともその開催の 7 日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。

(総会 の 議決方法等)

第 15 条 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 会員は、総会において、各1票の議決権を有する。
- 3 総会においては、前条第2項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。
- 4 総会の議事は、第17条に規定するものを除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 議長は、会員として総会の議決に加わることができない。

(総会の権能)

第16条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- 一 年度事業計画及び収支予算の設定又は変更に関する事。
- 二 年度事業報告及び収支決算に関する事。
- 三 諸規程の制定及び改廃に関する事。
- 四 多面的機能支払推進交付金の実施に関する事。
- 五 その他推進協議会の運営に関する重要な事項。

(特別議決事項)

第17条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- 一 推進協議会規約の変更
- 二 推進協議会の解散
- 三 会員の除名
- 四 役員解任

(書面又は代理人による議決)

第18条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

- 2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに推進協議会に到達しないときは、無効とする。
- 3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を推進協議会に提出しなければならない。
- 4 第15条第1項及び第4項並びに第17条の規定の適用については、第1項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第 19 条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。

一 開催日時及び開催場所

二 会員の現在数、当該総会に出席した会員数、第 18 条第 4 項により当該総会に出席したとみなされた者の数及び当該総会に出席した会員の氏名

三 議案

四 議事の経過の概要及びその結果

五 議事録署名人の選任に関する事項

3 議事録は、議長及び当該総会に出席した会員のうちから、その総会において選任された議事録署名人 2 名以上が署名押印しなければならない。

4 議事録は、第 2 条の事務所に備え付けておかなければならない。

第 5 章 支部

(支部)

第 20 条 推進協議会の業務を迅速に遂行するため、支部を設置する。

2 支部の名称及び所管区域は次のとおりとする。

支 部 名	所 管 区 域
東青支部	青森県東青地域県民局地域農林水産部所管区域
中南支部	青森県中南地域県民局地域農林水産部所管区域
西北支部	青森県西北地域県民局地域農林水産部所管区域
上北支部	青森県上北地域県民局地域農林水産部所管区域
三八支部	青森県三八地域県民局地域農林水産部所管区域
下北支部	青森県下北地域県民局地域農林水産部所管区域

(支部の会員)

第 21 条 支部は次に掲げるものをもって組織する。

一 青森県地域県民局地域農林水産部

二 第 5 条に規定する市町村

三 その他支部長が必要と認める者

(支部責任者)

第 22 条 支部に次の責任者を置く。

一 支 部 長 1 名

二 副支部長 1名

2 前項の責任者は、第5条の構成員の中から会長が任命する。

(支部責任者の職務)

第23条 支部長は、支部業務を総理し、地域支部を代表する。

2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故があるときはその職務を代理し、支部長が欠けたときは、その職務を行なう。

(支部の事務所)

第24条 支部の事務所は、第20条第2項に規定する所管区域を所管する青森県地域県民局地域農林水産部の農村整備担当課に置く。

(支部の業務)

第25条 支部の業務は次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 活動に関する指導・助言
- 二 会員相互の連絡調整及び情報交換
- 三 その他、所管区域内において推進協議会の目的を達成するために必要な業務

第6章 事務局

(事務局)

第26条 総会の決定に基づき推進協議会の業務を執行するため、事務局を置く。

2 事務局は次の各号に掲げるものをもって組織する。

- 一 青森県土地改良事業団体連合会
- 二 青森県農林水産部農村整備課

3 前項の事務局は、各事務の区分ごとに責任者を置く。

4 推進協議会は、業務の適正な執行のため、事務局長を置く。

5 事務局長は、第3項の責任者の中から会長が任命する。

6 推進協議会の庶務は、事務局長が総括し、及び処理する。

(業務の執行)

第27条 推進協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程による。

- 一 事務処理規程
- 二 会計処理規程
- 三 文書取扱規程

四 公印取扱規程

(書類及び帳簿の備付け)

第 28 条 推進協議会は、第 2 条の事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- 一 推進協議会規約及び前条各号に掲げる規程
- 二 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- 三 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- 四 その他前条各号に掲げる規程に基づく書類及び帳簿

第 7 章 会計

(事業年度)

第 29 条 推進協議会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(資金)

第 30 条 推進協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 多面的機能支払推進交付金
- 二 その他の収入

(資金の取扱い)

第 31 条 推進協議会の資金の取扱方法は、会計処理規程で定める。

(事務経費支弁の方法等)

第 32 条 推進協議会の事務に要する経費は、第 26 条第一項の多面的機能支払推進交付金及び同条第二項のその他の収入をもって充てる。

(年度事業計画及び収支予算)

第 33 条 推進協議会の年度事業計画及び収支予算は、会長が作成し、総会の議決を得なければならない。

(監査等)

第 34 条 会長は、事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の 10 日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- 一 年度事業報告書
- 二 収支計算書

三 正味財産増減計算書

四 貸借対照表

五 財産目録

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

3 会長は、第1項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

(報告)

第35条 会長は、多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号。以下「要綱」という。）その他の規程の定めるところにより次の各号に掲げる書類を青森県知事に提出しなければならない。

- 一 当該年度の年度事業報告書及び次年度の年度事業計画書
- 二 当該年度の正味財産増減計算書及び財産目録及び貸借対照表
- 三 当該年度の収支計算書及び次年度の収支予算書

第8章 推進協議会規約等の変更、解散及び残余財産の処分

(規約の変更)

第36条 この規約及び第23条各号に掲げる規程を変更した場合は、会長は、遅滞なく青森県知事に届け出なければならない。

(事業終了後及び推進協議会が解散した場合の残余財産の処分)

第37条 第4条第1項第一号の事業が終了した場合及び推進協議会が解散した場合において、その債務を弁済して、なお残余財産があるときは、国費相当額及びその運用益にあつては東北農政局長に返還するとともに、同条第1項第一号の事業に係る地方公共団体からの交付相当額及びその運用益にあつては、当該地方公共団体に返還するものとする。

2 前項以外の残余財産については、総会の議決を経て推進協議会の目的と類似の目的を有する他の団体に寄付するものとする。

第9章 雑則

(細則)

第38条 要綱その他この規約に定めるもののほか、推進協議会の事務

の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 推進協議会の設立初年度の役員選任については、第7条第2項中の「総会」とあるものは、「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、第9条第1項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。
- 3 推進協議会の設立初年度の事業計画及び予算の議決については、第33条中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。
- 4 本推進協議会の設立初年度の会計年度については、第29条の規定にかかわらず、平成27年4月1日から平成28年3月31日までとする。

附 則

平成28年5月26日一部改正

平成30年5月21日一部改正

令和元年6月12日一部改正